

平成 23 年 2 月 28 日（月）

於：中央合同庁舎 4 号館 12 階

農林水産省共用会議室

水産政策審議会

第 26 回漁港漁場整備分科会議事録

水 産 庁

目 次

1. 開会	1
2. 委員出席状況報告	1
3. 水産庁漁港漁場整備部長挨拶	1
4. 配付資料確認	3
5. 議事	3
(1) 審議事項	
諮問第 179 号 行政不服審査請求について	3
諮問第 195 号 漁港の区域の認可について	5
(2) その他	
次回日程について	10
6. 閉会	11

開 会

○宇賀神計画課長 予定の時刻になりましたので、ただいまから第 26 回漁港漁場整備分科会を開催させていただきます。

私は、水産庁計画課長の宇賀神でございます。

委員出席状況報告

○宇賀神計画課長 まず、本日の委員の皆様の出席状況について御報告をいたします。水産政策審議会令第 8 条第 1 項及び第 3 項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日は委員定数 7 名中、現在 4 名の委員の方が出席されておりました定足数を満たしておりますので、本日の漁港漁場整備分科会は成立しております。

水産庁漁港漁場整備部長挨拶

○宇賀神計画課長 それでは議事に入ります前に、橋本水産庁漁港漁場整備部長からご挨拶を申し上げます。

○橋本漁港漁場整備部長 委員各位におかれましては本当に御多忙の中、今回の第 26 回の漁港漁場整備分科会を開催いたしましたところ御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の議題については後で御説明をさせていただきますが、私どもの漁港漁場整備事業でございますけれども、長期計画に基づいて事業を行っておりまして、いよいよ来年度が最終年度に当たります。これをやっておりますこの 5 カ年間、我が国の状況、いろいろ変化をいたしました。また、水産業を取り巻く状況もいろいろ変化をして厳しい時代があったわけですが、当初計画を立ち上げたときにいろいろな目標を掲げて実施しておりますが、これらはどのように達成ができたのかというのをきちっと見て、水産業を支えるべき基盤整備がどのような状況になっているのかというのを、よく検証してまいりたいと思っております。

この 5 カ年の間にいろいろ社会状況が変化いたしました。産業のグローバル化が進み、3 年前には燃油価格の大高騰があり、またそれが落ちついたかと思えば、最近また

リビアの情勢等で値段が上がってきているという状況でございます。

同様に、世界的に食料価格などが大きく上がったり下がったりというのを繰り返しているところでありまして、我々の水産業も大きな影響を受けることから、漁業者の方もいろいろ御不安があるのではないかと思います。このようなグローバル化に伴う課題を乗り越えるために、水産基盤整備では、水産資源の確保、あるいは力強い地域づくりといった政策を重点的に実施して参りました。これからの5ヶ年も、水産業を力強く支えていくため、我々もいろいろ知恵を絞ってまいりたいと考えているところですが、委員各位の御指導も賜れればと思います。よろしくお願いいたします。

さて、本日の議題は2つございます。第1は、島根県にある境川漁港の区域の認可についての諮問でございます。そしてもう1点は、昨年8月の審議会で諮問のございました島根県の浜田漁港における行政不服審査請求の案件でございます。何とぞ御審議のほどをよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、挨拶にさせていただきます。

出席者紹介

○宇賀神計画課長 それでは、本日出席の委員の皆様につきまして、こちらから御紹介をいたします。どうぞ御着席のままでお願いをいたします。

まず、分科会長の中田委員でございます。

櫻本委員でございます。

井上委員でございます。

泉澤委員でございます。

櫻庭委員、森川委員と畠山委員は本日欠席という連絡がございました。

続きまして、本日出席しております水産庁側の出席者を紹介いたします。

今、ご挨拶申し上げました橋本漁港漁場整備部長でございます。

本田防災漁村課長でございます。

岡水産施設災害対策室長でございます。

配付資料確認

○宇賀神計画課長 次に、お手元の資料を確認させていただきます。

まず、資料の一番上に次第がございます。めくっていただきますと資料の一覧表がございます。資料1として、漁港漁場整備分科会委員の名簿がございます。資料2として、漁港の区域の認可についての諮問文があります。資料2-1として、水産政策審議会第26回漁港漁場整備分科会諮問事項の資料がございます。資料2-2として、諮問事項に関する参考資料がございます。資料3として、行政不服審査請求についての諮問文の写しがあります。最後に資料3-1として、水産政策審議会第23回漁港漁場整備分科会諮問事項の資料があります。これは、既に8月31日に配付した資料でございます。

以上でございます。よろしいでしょうか。

議 事

(1) 審 議 事 項

諮問第179号 行政不服審査請求について

○宇賀神計画課長 それでは中田分科会長、これからの進行をお願いいたします。

○中田分科会長 年度末で皆さんお忙しいところお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

本日は、最初に部長からも御紹介がありましたが、審議事項が2件ございます。最初に、昨年8月以降審議をしてまいりました、島根県浜田漁港の工作物除去命令に対する審査請求の案件につきまして審議をお願いしたいと考えております。これまで御議論をいただいてまいりましたけれども、本日は答申を行いたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、本日審議します諮問事項につきましては、水産政策審議会令第5条第6項の規定によりまして、本漁港漁場整備分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、その点をよろしくお願いします。

それでは審議に入りますが、不服審査に係る内容でございますので、水産政策審議会議事規則第6条によりまして非公開での審議ができることとなっております。ここでもいったん非公開とさせていただきますので、審議に入りたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○中田分科会長 それでは、非公開で審議を進めさせていただきます。

委員以外の方、恐れ入りますが退席をお願いします。事務局の方は同席をお願いします。

〔非公開審議〕

〔公開審議〕

○中田分科会長 それではこれから、公開での審議を再開させていただきます。諮問第179号、島根県浜田市浜田漁港における漁港管理者である島根県が行った工作物除去命令に係る行政不服審査請求につきまして、答申の内容が決定いたしましたので、これより答申を行います。

では、答申を読み上げます。

答 申 書

22水審第36号

平成23年2月28日

農林水産大臣 鹿野 道彦 殿

水産政策審議会会長 櫻本 和美

行政不服審査請求に関する諮問についての答申

平成22年8月31日付け22水港第295号をもって諮問のあった島根県浜田市浜田漁港における漁港管理者である島根県が行った漁港区域内の工作物除去命令に係る平成22年4月20日付けの行政不服審査請求については、審査請求人の出席を求め公開による意見の聴取を行い、慎重に審議した。

当審議会としては下記の理由により、当該審査請求を棄却することを妥当とすることに意見が決定したので答申する。

記

- 1 本件は、平成22年3月30日付けで島根県知事が行った島根県漁港管理条例（昭和34年島根県条例第26号。以下「条例」という。）第16条第1号の規定に基づく工作物の除去命令の取消しを求めている事案である。
- 2 審査請求人は、[REDACTED]の上の未登記建物及び機械類建物に付属する一切の設備と備品（以下「工作物」という。）を[REDACTED]（以下「[REDACTED]氏」という。）から貸付金一金570万円の弁済分として受け取り、[REDACTED]氏の占有許可が継続しているとの認識を有している善意の第三者であるため、かかる処分は不当であるとして工作物の除去命令の取

消しを求めている。

しかしながら、条例においては、県の管理する漁港施設（以下「甲種漁港施設」という。）を島根県知事の許可を受けずに占有している者に対し、島根県知事が既に設置した工作物の除去を命ずることができるものとしている（条例第2条、第12条第1項及び第16条第1号）。

本件において、審査請求人は、甲種漁港施設である漁港関連施設用地に設置された工作物を平成13年8月1日に■■■■氏から譲り受け、その使用を行っているにもかかわらず、島根県知事による必要な甲種漁港施設の占有許可を得ていない。

また、条例第16条第1号に規定する工作物の除去命令については、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）第26条に基づき、漁港管理者が適正に漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理をするために必要な規定であり、法に違反するものではないものと解される。

以上から、審査請求人は島根県知事の許可を受けずに甲種漁港施設を占有している者に該当し、島根県知事は、条例第16条第1号に基づき、審査請求人に対して工作物の除去を命ずることができるものと解される。

以上のことから、処分庁による本件処分は、妥当なものであると解するので、棄却することを妥当とする。

以上でございます。

それでは、この答申を部長にお渡ししたいと思います。

〔答申書手交〕

○橋本漁港漁場整備部長 ありがとうございます。

○中田分科会長 以上でございます。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

諮問第195号 漁港の区域の認可について

○中田分科会長 それではもう一つの審議事項につきまして、まず諮問をお受けしたいと思います。

○橋本漁港漁場整備部長 それでは、お手元の資料2にございます諮問事項の文を朗読させていただきます。

22水港第2156号

平成23年2月28日

水産政策審議会会長 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

漁港の区域の認可について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第8項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第195号 漁港の区域の認可について

（別添資料2-1及び2-2）

以上でございます。

○中田分科会長 どうもありがとうございます。

ただいま諮問のありました漁港の指定の認可について、まず事務局から説明を受けたいと思います。

井上委員がここまですべて退出されます関係で、この分科会の定足数を満たさない状況になりますので、大変申しわけありませんが、本日は説明を受けるところまでにさせていただきますことになると思います。よろしくお願いします。

〔井上委員退出〕

○宇賀神計画課長 それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

これは同じく島根県でございますけれども、出雲市にあります境川漁港の区域の変更の認可についての諮問でございます。この川が境川で、こちらが宍道湖になっております。境川が注ぐところの両側に宍道湖のシジミを中心とする漁船が係留されておりました、一つの漁港として指定をされておりますが、この区域を変更しようとするものであります。

境川漁港が所属します島根県の出雲市です。島根半島がございまして、出雲平野、宍道湖、中海、そして弓ヶ浜がありまして日本海となっております。

ここを拡大したところですが、リアス式の海岸になっておりました、漁港がたくさん指

定をされております。ただ、宍道湖の中は境川漁港が一つあるだけでありまして、他は小さな港湾が指定されております。

もう少し拡大しました図です。島根半島がございまして、そこに1級河川の神戸川があります。それから、斐伊川が宍道湖のほうに流れております。そして、宍道湖から中海のほうには大橋川がありまして、中海から日本海に注いでおります。もともとはこの島根半島、太古は島であったわけですが、こういった川からの土砂によってつながり、また弓ヶ浜のほうは恐らく海岸漂砂によってつながって、今では島が陸続きになったと。そのあたりが昔から、この出雲神話で国生みと言われているところでありまして。

今回の漁港は、宍道湖のここにごございます境川漁港です。こちらには出雲空港がありまして、ここは松江市街地となっております。

宍道湖の特色といたしましては、湖の面積 79.1km²、周囲 47km、最大水深が 6.4 mとありまして、宍道湖は斐伊川からの淡水と、こちらの中海も汽水湖であります。こちらから入ってくる塩分によって、汽水湖として豊富な魚介類の漁場です。特徴的なのはヤマトシジミでありまして、そのほか白魚、その他の宍道湖七珍と呼ばれている魚介類が漁獲できます。宍道湖で一番有名なのはシジミでありまして、ジョレンと呼ばれている長い棒で漁獲するところでありまして。

ヤマトシジミの全国生産量は約 1 万 8,000 t ですけども、そのうち宍道湖で 7,460 t、全国の 42 % の生産をここで揚げているということでありまして。

次、お願いします。

この宍道湖ですが、大雨が降りまして斐伊川が洪水を起こすと、どうしても宍道湖の水位がグッと上がって、過去に大きな浸水被害を生じております。昭和 47 年の洪水では、出雲空港、松江市内、斐川町、こんな状況です。

そして、最近の平成 18 年におきまして、松江市内でこのような浸水被害が生じているということで、国土交通省としては治水の対策を講じております。

その考え方ですが、中国山地から、これは海から見た図面でありまして、神戸川が日本海に流れております。斐伊川は一旦宍道湖に入りまして、宍道湖から中海、中海から日本海へと流れております。

そこで、宍道湖に行く量を減らすために、上流部にそれぞれダムをつくるというのが一つの対策であります。2つ目は、途中で斐伊川から神戸川に流れをこちらのほうに吐いていくということで、斐伊川放水路をつくろうとしております。3つ目は、こちらの流れが

スムーズに行くように、ここに大橋川がありまして、大橋川の河道を広げるという工事です。この3つの工事で洪水被害をなくそうとしております。

そのような地域の状況であります、きょうは農業用水の話になります。土地改良によりまして農地が整理をされておりますが、この地域は斐伊川からの取水がなかなかスムーズにいかないということで、農業用水の確保に苦労している地域であります。ここに宍道湖がありますが、宍道湖は塩分を含む汽水湖でありますので、ここの水を取水して使うわけにはいかないということです。また、斐伊川は大きな川ですが暴れ川で流路が固定されない。それから河床が低下しているということもあります。

そこでこの地域としては、その他の支川として平田船川、湯谷川という川がありますが、ここに汐止堤を設けることとなりました。汐止堤を設けますと、こちら側の塩分がこれより上流には入ってこないということで、ここの水が農業用水として使えるようになります。こういった汐止堤を設けようという事業を開始しました。

かんがい期間中にはこのような状態になり、それ以外の期間は船が通れるということでありますが、少なくともそこで問題になりますのは、ここから上流に川の中にシジミの船、その他の船が合わせて70隻係留しております。そうしますとこれらの船は、かんがい期間中はここを通れませんのでシジミ漁ができなくなります。そこで、その補償措置といたしまして、この汐止堤よりも下流側のここの部分に漁船の係留施設をつくることに決めまして、現在造成中でありまして、3月いっぱい完成する見込みであります。今回お諮りするの、ここにできました漁船係留施設を漁港として指定したいということでございます。

現在の境川漁港ですが、ここの河川改修が進みまして、きれいな状態で漁船が係留をしております。一部こういう船揚場もあります。そして、これは河口部分のところでありす。

今見ていただきました、現在の境川漁港がここにあります。

それから、先ほど申しました平田船川、湯谷川が合流して流れていきますが、ここに汐止堤をつくり、ここに新たに漁港をつくるということであります。こちらの上流部にはシジミ船22隻、その他23隻、合わせて45隻。それから湯谷川にも9隻と16隻あり、合計で70隻ありますので、これらの船が収容できる新たな漁港を、今現在ここにつくっているということであります。

写真のとおり、現在、上流部に漁船が係留している状況であります。

新たにつくっている、ほぼ完成間近な漁港の姿であります。川から入りまして、こういう突堤状の物揚場をつくりまして 70 隻の漁船を収容する計画です。

シジミ漁の場合は仕分けなどをそれぞれの自宅でやっているわけですが、こういった漁港ができますと、ここに土地がありますので、ここに共同の作業場ができることになります。

改めて位置関係と、今回御説明する内容をまとめたものであります。現在は第 1 種の境川漁港がございます。平田船川、湯谷川、ここに汐止堤ができますので、ここに新たに 70 隻収容する漁港をつくります。そして、こことこことこの地区は同じ宍道湖漁業協同組合であります。

こちらのほうは漁船が 23 隻ありまして合わせて 70 隻ということなので、同じ組合で、同じ出雲市ですので、別々の漁港にしないで一つの漁港にすることになりました。しかし、名前につきましては境川漁港の分区という形ではなくて、新たに名称を変更して、2 つ合わせて名前を平田宍道湖漁港といたしまして、こちらのほうは境川地区、こちらのほうは平田船川地区にしようということで、地元の漁業関係者はその合意をされたということなので、今回名称の変更をいたします。

それから、現在の区域はこの赤の部分だけですけども、この四角い赤の部分を新たに加えることとします。その 2 点の変更をします。漁港名を変更し、おのこの河川名を地区名とします。あわせて、区域をここに新たに設定する指定の変更をしようということでございます。

現在のシジミの状況ですが、大きさの選別をやっておるわけですが、御自宅で手作業でやっているという状況だそうであります。それから販売についても、仲買人と直接取引を行う庭先相対販売方式ということです。メリットとしては値段が安定しているとか、庭先まで来てもらえると、翌日に現金化されるとかありますが、一方、市況が敏感に反映されない、比較的価格が低く抑えられる、あるいは個人でやってしまいますので、漁協が一体となった販売ができず産地偽装等の品質管理についてもなかなか難しい問題があるということなので、今後は出荷体制の集約化、それから共販体制による流通体系の見直し、シジミの衛生管理システムの基準化、採貝履歴等の情報公開といったことを進めて、宍道湖産シジミのブランド化を進めたいと。

それを行うにも、こういう新しい漁港があって、土地が確保できて、駐車場と、その横に集出荷施設建設予定地があります。こういうところに集出荷施設の建設がされれば、家

庭での作業ではなくて、ここでまとめて行えます。こちらの境川地区の人たちもここを使う予定だそうでありまして、これらのことによってシジミの衛生管理、ブランド化、その他が進んでいくということでもあります。

そういうことで、現在の境川地区だけの漁港から、新しく平田船川地区の漁港、2つ合わせて平田宍道湖漁港となりますので、水域は 42 %、陸域は 62 %の面積が、この分だけ広がるということでもあります。

これが一番最後のスライドになりますけれども、現在、シジミをとる漁師さんは宍道湖全域で 300 名おられるそうでありまして、それぞれ操業時間、休漁日、採捕量を定めた規則を守って漁を営んでおられるということでもあります。

シジミ漁は、ジョレンを使って、船からあるいは漁師さんが直接水につかりながら行っているということで、今回の農業用水の確保の補償工事ではありますが、それらによって新しい漁港ができて、シジミの漁業もやりやすくなるのではないかとということなので、区域の追加をお願いしたいということでございます。

答申のほうは、また次回にお願いしたいと思いますが、説明につきましては以上でございます。

○中田分科会長 どうもありがとうございました。

島根県出雲市の境川漁港について、用水確保のための堰の設置に関連して、漁港の区域の変更を求めるというものでございます。

恐らく次回、もう一度説明をしていただいて答申をまとめることになるかと思いますが、今、お聞きになった範囲で質問、あるいは何か御意見等ございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

次回、また審議をする必要があると思いますので、よろしくお願いします。

(2) そ の 他

次回日程について

○中田分科会長 それでは、本日予定しておりました内容は以上でございますので、次回の日程について、事務局の方から何か提案等ございますでしょうか。

○宇賀神計画課長 次回の漁港漁場整備分科会の日程ですが、現在、審査請求が 1 件提出

されておりまして、次の審議会開催のときに諮問をお願いする可能性がございます。

なお、後日改めて事務局から日程案を各委員の皆様にお諮りをしたいと思っております。

○中田分科会長 新しい案件があるということですので、近いうちに次回の分科会を開く必要が出てくるのではないかと思います。また日程調整のほう、事務局のほうでしていただくと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、以上をもちまして本日の分科会を終了させていただきたいと思います。どうも御出席、ありがとうございました。

閉 会